令和７年度～令和１１年度
浜松市渚園の管理に関する
基本協定書（案）

目　次

浜松市渚園の管理に関する基本協定書
第１章　総　則…… 1
（本協定の目的）…… 1
（本協定の期間）…… 1
（信義誠実の原則）…… 1
（用語の定義）…… 1
（管理物件）…… 2
（管理施設の使用）…… 2
第２章　本業務の範囲と実施条件…… 3
（本業務の範囲）…… 3
（業務実施条件）…… 3
（業務範囲及び業務実施条件の変更）…… 3
第３章　本業務の実施…… 3
（本業務の実施）…… 3
（開業準備）…… 4
（第三者による実施）…… 4
（管理施設の改造等）…… 4
（緊急時の対応）…… 4
（防災対策）…… 5
第４章　情報の取扱い…… 5
（情報の保護）…… 5
（守秘義務）…… 5
（個人情報の保護）…… 5
（情報公開）…… 6
（事故発生時における報告）…… 6
第５章　備品等の扱い…… 6
（市の備品の管理）…… 6
（指定管理者による備品等の購入等）…… 6
（備付物品の管理）…… 7
第６章　業務実施に係る市の確認事項…… 7
（事業計画書）…… 7
（日報）…… 7
（月次報告書）…… 7
（事業報告書）…… 8
（市による業務実施状況の確認）…… 8
（市による業務の改善勧告）…… 8
（市による業務の指示）…… 9
（その他報告事項）…… 9

第７章　指定管理者納付金及び利用料金…… 9
（指定管理者納付金）…… 9
（指定管理者納付金の変更）…… 9
（利用料金収入の取扱い）…… 10
（利用料金の決定等）…… 10
（利用料金の公表）…… 10
第８章　損害賠償及び不可抗力…… 10
（損害賠償等）…… 10
（第三者への賠償）…… 11
（保険）…… 11
（不可抗力発生時の対応）…… 11
（不可抗力によって発生した費用等の負担）…… 11
（不可抗力による一部の業務実施の免除）…… 11
（不可抗力発生時の施設の管理）…… 11
（リスク分担）…… 12
第９章　指定期間の満了等…… 12
（業務の引継ぎ等）…… 12
（原状回復義務）…… 12
（協定終了時の備品等の扱い）…… 12
第１０章　指定期間満了以前の指定の取消し…… 13
（市による指定の取消し等）…… 13
（指定管理者による指定の取消しの申出）…… 14
（不可抗力による指定の取消し）…… 14
（違約金）…… 15
（取消し等による損害の賠償）…… 15
（指定期間満了以前の取扱い）…… 15
第１１章　その他…… 15
（暴力団排除に関する協力義務）…… 15
（権利・義務の譲渡の禁止）…… 15
（法人格の変更等）…… 16
（本業務の範囲外の業務）…… 16
（本業務の実施に係る指定管理者の口座）…… 16
（請求、通知等の様式その他）…… 16
（協定の変更）…… 16
（解釈）…… 17
（疑義についての協議）…… 17
（年度協定の締結）…… 17
（裁判管轄）…… 17
（共同事業体の場合における特記事項）…… 17
個人情報の取扱いに係る特記事項…… 19
別紙１　管理物件…… 21
　　管理物品…… 21
別紙２　リスク分担表…… 22

浜松市渚園の管理に関する基本協定書

浜松市（以下「市」という。）と○○（以下「指定管理者」という。）とは、次のとおり、浜松市渚園（以下「渚園」という。）の管理に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第１章　総　則

（本協定の目的）

第１条　本協定は、市と指定管理者が相互に協力し、渚園を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（本協定の期間）

第２条　本協定の期間（以下「指定期間」という。）は、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

２　渚園の管理業務（以下「本業務」という。）に係る会計年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（信義誠実の原則）

第３条　市及び指定管理者は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（用語の定義）

第４条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定管理開始日　渚園に係る地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定に基づく指定管理者の指定期間の開始日のことをいう。

(2) 指定管理者納付金　指定管理者が市に対して支払う本業務の実施に関する対価のことをいう。

(3) 仕様書　浜松市渚園指定管理者募集要項に示された本業務に係る仕様書の内容を基本として、本協定を実施する際の細目として市と指定管理者の協議の上定めるものをいう。

(4) 自主事業　第７条に規定した本業務以外の業務で、市長の承認を受けて指定管理者が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。

(5) 提案書　渚園の指定管理者の公募にあたり、指定管理者が提出した事業提案書のことをいう。

(6) 年度協定　本協定に基づき、市と指定管理者が指定期間中に年度ごとに締結する協定のこ

とをいう。

(7) 不可抗力　天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動、疫病等）その他市及び指定管理者の責めに帰すことのできないもので、市又は指定管理者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害又は障害発生の防止手段を合理的に期待できないものをいう。なお、不可抗力に起因しない施設利用者数の増減は、不可抗力に含まないものとする。

(8) 法令　すべての法律、政令、省令、条例、規則その他正規の手続を経て公布された行政機関の規程をいう。

(9) 利用料金　地方自治法第２４４条の２第８項の規定により、指定管理者の収入として収受する渚園の利用に係る料金をいう。

(10) 資本的支出　固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことになると認められる経費をいう。

(11) 修繕　固定資産の通常の維持管理のため、又は毀損した固定資産につきその原状を回復することをいう。

(12) 備品　１年以上その形状を変えることなく使用し、かつ、保存に耐え得る物で１個又は１組につき取得価額又は評価価額が５万円以上の物品をいう。

(13) 管理物品　第Ⅰ種備品及び第Ⅱ種備品をいう。

(14) 第Ⅰ種備品　市が所有する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。

(15) 第Ⅱ種備品　市が指定管理者に購入又は調達を指示する備品で、本業務実施のために供する備品をいう。

(16) 第Ⅲ種備品　指定管理者の任意により購入し、又は調達する備品で、本業務又は自主事業の実施のために供する備品をいう。

(17) 備付物品　利用料金を収受して利用者に貸し出す物品をいう。

（管理物件）

第５条　本業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）は、管理施設と管理物品からなる。管理施設及び管理物品の内容は、別紙１のとおりとする。

２　指定管理者は、善良なる管理者の注意を持って管理物件を管理しなければならない。

（管理施設の使用）

第６条　指定管理者は、本業務を遂行するために必要な範囲内において、管理施設を無償で使用することができる。

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、第５５条に定める自主事業を行う場合その他渚園の目的を妨げない範囲において特に必要のある場合は、市の承認を得て前項の範囲を超えた管理施設の使用を行うことができる。

３　指定管理者は、前項の規定により管理施設を使用する場合において、浜松市弁天島海浜公園・渚園条例（平成１７年浜松市条例第２３６号。以下「本条例」という。）に定めるところにより、市に対して、使用許可申請書を提出し、所定の使用料を納付しなければならない。

第２章　本業務の範囲と実施条件

（本業務の範囲）

第７条　本条例第１９条第２項に規定する本業務の範囲は、次のとおりとする。

(1)　渚園の使用許可に関する業務

(2)　渚園の使用に係る利用料金の徴収に関する業務

(3)　渚園の維持管理に関する業務

(4)　前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

２　前項各号に掲げる業務の細目は、仕様書に定めるとおりとする。

（業務実施条件）

第８条　指定管理者が本業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、仕様書又は年度協定を締結している場合は年度協定書に示すとおりである。

（業務範囲及び業務実施条件の変更）

第９条　市又は指定管理者は、必要があると認める場合は、相手方に対する通知をもって第７条で定めた本業務の範囲及び第８条で定めた業務実施条件の変更を求めることができる。

２　市又は指定管理者は、前項の通知を受けた場合は、協議に応じなければならない。

３　業務範囲又は業務実施条件の変更及びそれに伴う指定管理者納付金（以下「納付金」という。）の変更等については、前項の協議において決定するものとする。

第３章　本業務の実施

（本業務の実施）

第１０条　指定管理者は、本条例、浜松市弁天島海浜公園・渚園条例施行規則（平成１７年浜松市規則第２３４号。以下「本規則」という。）及び次に掲げる法律その他の関係法令並びに本協定を遵守し、本業務を行わなければならない。

(1)　地方自治法

(2)　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）、最低賃金法（昭和３４年法律第１３７号）その他労働に関する法令

２　指定管理者は市と協議の上、本業務の実施にあたり浜松市行政手続条例（平成８年浜松市条例第６９号）の規定により、次の項目を定めるものとする。

(1)　本条例第８条の規定による施設の利用許可の審査基準

(2)　本条例第２３条ただし書の規定による利用料金の後納の審査基準

(3)　本条例第２４条の規定による利用料金の減免の審査基準

(4)　本条例第２５条ただし書の規定による利用料金の還付の審査基準

３　前項に定めるもののほか、指定管理者は市と協議の上、渚園の利用者に対する指導に関する

手続を定めるものとする。

（開業準備）

第１１条　指定管理者は、指定開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行うものとする。

２　指定管理者は、必要があると認める場合には、指定開始日に先立ち、市に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

３　市は、指定管理者から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（第三者による実施）

第１２条　指定管理者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得た場合は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。

２　指定管理者が前項ただし書の規定に基づき、本業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、指定管理者が負担するものとする。

（管理施設の改造等）

第１３条　管理施設の資本的支出については、市が自己の費用と責任において実施するものとする。

２　管理施設の修繕については、１件につき６０万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のもの（以下「大規模修繕」という。）については市が自己の費用と責任において実施するものとし、１件につき６０万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、資本的支出及び大規模修繕について、指定管理者の提案書に記載されている場合又は指定管理者からの申し出があった場合において、市は必要があると認めるときは、指定管理者の負担により指定管理者に行わせることができる。この場合において、市及び指定管理者は、当該資本的支出及び大規模修繕に係る施設・設備の所有権、管理責任、原状回復の必要性等の本協定の期間満了時の取扱いその他必要な事項を定めるものとする。

（緊急時の対応）

第１４条　指定期間中、本業務の実施に関連して事故、災害等の緊急事態（以下「事故等」という。）が発生した場合、指定管理者は直ちに必要な措置を講じるとともに、市（消防、保健所等を含む。）、警察その他の行政機関関係者に対して事故等発生の旨を通報しなければならない。

２　市は、前項の通報を受けたときは、直ちに指定管理者への必要な指示を行うとともに、必要に応じて渚園の現地調査その他必要な対応を行うものとする。

３　事故等が発生した場合、指定管理者は市と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

（防災対策）

第１５条　指定管理者は、消防法（昭和２３年法律第１８６号）その他関係法令を遵守し、市と連携して、必要な防災対策を講じるものとする。

２　指定管理者は、防火管理者を選任したときは、市に報告するとともに、消防計画を作成した場合は、その写しを市に提出するものとする。

３　市は、防災対策の実施に関し、市の直接管理する公の施設と同様の研修、情報提供を指定管理者に対して行うものとする。

第４章　情報の取扱い

（情報の保護）

第１６条　指定管理者は、本業務を処理するための個人情報その他の情報の取扱いに当たっては、利用者その他関係者の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第１７条　指定管理者の役員及び職員は、本業務を処理するために知り得た秘密を、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１８条　指定管理者は、本協定による事務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６６条及び第６７条の規定及び個人情報の取扱いに係る特記事項を守らなければならない。

２　指定管理者は、前項の個人情報について、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、市に対する開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合において、市から開示、訂正又は利用停止の要求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。

３　指定管理者は、本業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

４　指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

５　指定管理者は、市の指示又は承諾があるときを除き、本業務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

６　指定管理者は、本業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

７　指定管理者は、指定の期間が終了し、又は指定を取り消されたときは、本業務を処理するために市から貸与され、又は指定管理者が収集し、若しくは作成した個人情報を自己又は市以外の者のために使用してはならない。

８　前項の場合において、指定管理者は、個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、

又は指定を取り消された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

（情報公開）

第１９条　指定管理者は、浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）第２３条の２第１項の規定に基づき、本業務を行うに当たって保有する文書の公開に努めなければならない。

（事故発生時における報告）

第２０条　指定管理者は、この章の規定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。指定の期間が終了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

第５章　備品等の扱い

（市の備品の管理）

第２１条　指定管理者は、別紙１に定める第Ⅰ種備品を、本業務実施のために供するものとする。

２　指定管理者は、指定期間中、第Ⅰ種備品を常に良好な状態に保たなければならない。

３　第Ⅰ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入し、又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該第Ⅰ種備品の同等物品を購入又は調達することができる。

４　指定管理者は、故意又は過失により第Ⅰ種備品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入し、又は調達し、市に寄附しなければならない。

５　指定管理者は、第Ⅰ種備品について、浜松市物品管理規則（昭和４０年浜松市規則第１８号）に基づく市の管理に協力しなければならない。

（指定管理者による備品等の購入等）

第２２条　指定管理者は、別紙１に定める第Ⅱ種備品を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

２　第Ⅱ種備品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。

３　指定管理者は、第Ⅱ種備品について、物品管理台帳を作成し、原則として備品標識を付さなければならない。

４　指定管理者は、指定管理者の任意により第Ⅲ種備品を購入又は調達することができる。

５　指定管理者は、第Ⅲ種備品について、物品管理台帳を作成し、必要に応じて備品標識を付さなければならない。

（備付物品の管理）

第２２条の２　指定管理者は､別紙１に定める備付物品を本業務実施のために供するものとする。

２　指定管理者は、指定期間中、備付物品を常に良好な状態に保たなければならない。

３　備付物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、速やかに市に報告するものとし、市は、必要に応じて当該備付物品の同等物品を購入又は調達する。ただし、市との協議により、指定管理者は、第Ⅱ種備品として当該備付物品の同等物品を購入又は調達することができる。

４　指定管理者は、故意又は過失により備付物品を毀損滅失したときは、市との協議により、必要に応じて市に対しこれを弁償又は自己の費用で当該備付物品と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達し、市に寄附しなければならない。

第６章　業務実施に係る市の確認事項

（事業計画書）

第２３条　指定管理者は、毎年度３月２０日までに、翌年度の事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。

２　市及び指定管理者は、事業計画書を変更しようとするときは、市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（日報）

第２４条　指定管理者は、毎開館日の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した日報を作成しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況に関する事項

(2)　自主事業の実施状況に関する事項

(3)　事故・苦情等の対応状況に関する事項

(4)　施設・設備の損傷及び不具合に関する事項

(5)　その他市が指示する事項

２　指定管理者は、作成した日報を管理施設に備え置き、市の求めがあるときは市に提出しなければならない。

（月次報告書）

第２５条　指定管理者は、月の終了後、速やかに次の各号に示す事項を記載した月次報告書を提出しなければならない。

(1)　管理業務の実施状況に関する事項

(2)　自主事業の実施状況に関する事項

(3)　事故・苦情等の対応状況に関する事項

(4)　施設・設備の損傷及び不具合に関する事項

(5)　その他市が指示する事項

（事業報告書）

第２６条　指定管理者は、毎年度終了後、本業務に関し、４月３０日までに次の各項に示す事項を記載した事業報告書を提出しなければならない。

(1)　本業務の実施状況に関する事項

(2)　管理施設の利用状況に関する事項

(3)　使用料または利用料金収入の実績

(4)　本業務に係る収支状況

(5)　提案した事業の実施状況に関する事項

(6)　自主事業の実施状況

(7)　自主事業に係る収支状況

(8)　利用者の苦情、要望又は意見に関する事項

(9)　施設・設備の損傷及び不具合に関する事項

(10) 事後評価での指摘及び意見に対する対応状況

(11) 指定管理者との協定書で定める管理の状況を把握するために必要な事項

(12) 指定管理者による自己評価

(13) 労働関係法令について

(14) 施設運営に関する意見・要望について

(15) その他市が指示する事項

２　指定管理者は、市が年度途中において指定管理者に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から３０日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

３　市は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して文書による報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。

（市による業務実施状況の確認）

第２７条　市は前条により指定管理者が提出した事業報告書に基づき、指定管理者が行う業務の実施状況及び施設の管理状況の確認を行うものとする。

２　市は、前項における確認のほか、指定管理者による業務実施状況等を確認することを目的として、随時、管理施設へ立ち入ることができる。また、市は、管理物件の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、随時当該管理の業務又は経理等の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指導をすることができる。

３　指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（市による業務の改善勧告）

第２８条　前条による確認の結果、指定管理者が本協定に定める義務を履行しない場合は、市は

指定管理者に対して業務の改善を勧告するものとする。

２　指定管理者は、前項に定める改善勧告を受けた場合は、当該勧告に従わない正当な理由のある場合を除いて、速やかにそれに応じなければならない。

（市による業務の指示）

第２９条　前条による勧告に応じない場合、市は指定管理者に対し必要な指示をすることができる。

（その他報告事項）

第２９条の２　本協定に別段の定めがある場合を除き、本業務執行上の誤り、施設、システム等のトラブル、指定管理者の違法又は不正な行為（第１２条第１項ただし書の規定に基づき第三者に本業務の一部を実施させた場合を含む。）並びに指定管理者の役員及び当該管理施設職員の非違行為が発生した場合、指定管理者は、直ちに市に報告しなければならない。

第７章　指定管理者納付金及び利用料金

（指定管理者納付金）

第３０条　市は、本業務実施の対価として、指定管理者に対して指定管理料は支払わない。

２　指定管理者は市に対し、収受した利用料金（本条例第２３条第２項で定める浜松市都市公園条例別表第２の２に定める額に相当する額及び別表第２（野球場等、多目的運動場、テニスコート、照明灯、キャンプ場等、備付物品（レンタサイクル、ロッカー、シャワー、電気コンセント））に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めた額）に１，０００分の〇〇を乗じて得た額（１，０００円未満切り捨て）を納付金として支払うものとする。

３　納付金は四半期毎に納付するものとし、指定管理者は、市が発行する納入通知書により、納付金を支払わなければならない。

４　各期分の納付期日は、下表のとおりとする。

	納付期日
第１四半期（４月～６月分）	当該会計年度の７月末日
第２四半期（７月～９月分）	当該会計年度の１０月末日
第３四半期（１０月～１２月分）	当該会計年度の１月末日
第４四半期（１月～３月分）	当該会計年度終了後の４月末日

（指定管理者納付金の変更）

第３１条　市又は指定管理者は、指定期間中に賃金水準又は物価水準の変動により当初合意された納付金が不適当となったと認めたときは、相手方に対して通知をもって納付金の変更を申し出ることができるものとする。

２　市又は指定管理者は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。

３　変更の要否や変更金額等については、前項の協議により決定するものとする。

（利用料金収入の取扱い）

第３２条　指定管理者は、渚園に係る利用料金を当該指定管理者の収入として、収受することができる。

２　指定管理者は、指定期間の満了日又は指定の取り消しがあった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は市に支払わなければならない。ただし、令和７年３月３１日までに販売した回数駐車券（浜松市舞阪駐車場条例（平成１７年浜松市条例第２３９号。））は対象外とする。

３　指定期間開始前に利用料金が納付され、指定期間開始後に利用許可の取り消しや予約取り消しなどにより利用料金を返還する場合は、指定期間開始前の指定管理者等が当該利用料金を利用者に返還する。

（利用料金の決定等）

第３３条　利用料金は、本条例別表に定める額（同表に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は新たな単位を設定する場合にあっては、同表の規定による額を基準として市が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、指定管理者が市の承認を得て定めなければならない。指定管理者が渚園の利用に係るキャンセル料（利用者が本規則第１５条第１項第１号に定める日前までに利用の許可の取消しを申し出なかった場合に当該利用者が支払うべきであった利用料金に相当する額の範囲内において指定管理者が定める料金をいう。以下同じ。）を徴収する場合にあっても、同様とする。

２　指定管理者は、本条例第２４条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は本条例第２５条の規定により利用料金を還付するときは、本規則第１５条及び第１０条第２項により指定管理者が定めた審査基準に基づき行わなければならない。

（利用料金の公表）

第３４条　指定管理者は、前条第１項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金及びキャンセル料の額を、渚園の利用パンフレット、インターネット等の方法により公表しなければならない。

第８章　損害賠償及び不可抗力

（損害賠償等）

第３５条　指定管理者は、故意又は過失により管理物件を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市が特別の事情があると認めたときは、市は、その全部又は一部を免除することができるものとする。

（第三者への賠償）

第３６条　本業務の実施において、指定管理者に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が市の責めに帰すべき事由又は市、指定管理者双方の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

２　市は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額その他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

（保険）

第３７条　本業務の実施にあたり、市が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1)　火災保険

２　本業務の実施にあたり、指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりである。

(1)　施設賠償責任保険

(2)　その他必要な保険

（不可抗力発生時の対応）

第３８条　不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（不可抗力によって発生した費用等の負担）

第３９条　不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、指定管理者は、その内容や程度の詳細を記載した書面をもって市に通知するものとする。

２　市は、前項の通知を受け取った場合、損害状況の確認を行った上で市と指定管理者の協議を行い、不可抗力の判定や費用負担等を決定するものとする。

３　不可抗力の発生に起因して指定管理者に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については合理性の認められる範囲で市が負担するものとする。なお、指定管理者が付保した保険によりてん補された金額相当分については、市の負担に含まないものとする。

４　不可抗力の発生に起因して市に損害・損失や増加費用が発生した場合、当該費用については市が負担するものとする。

（不可抗力による一部の業務実施の免除）

第４０条　前条第２項に定める協議の結果、不可抗力の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合、指定管理者は不可抗力により影響を受ける限度において本協定に定める義務を免れるものとする。

（不可抗力発生時の施設の管理）

第４１条　市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、渚園の使用を停止し、市の管理下に置くことができるものとする。

(1)　気象業務法（昭和２７年法律第１６５号）第１１条の２第１項の規定に基づく東海地震等に関する観測情報、注意情報若しくは予知情報が発表された場合、大規模地震対策特別措置法（昭和５３年法律第７３号）第９条第１項の規定による警戒宣言が発せられた場合及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号）第２５条第１項（第１８３条において準用する場合を含む。）の規定による指定を浜松市が受けた場合において、市民の安全確保のために渚園の使用を停止する必要があると市が認めるとき。

(2)　不可抗力が発生し、渚園を災害救援等の支援施設として使用させる必要があると市が認めるとき。

（リスク分担）

第４２条　本業務に関するリスク分担は、別紙２のとおりとする。

第９章　指定期間の満了等

（業務の引継ぎ等）

第４３条　指定管理者は、指定期間の終了による本協定の終了（以下第４５条までにおいて同じ。）に際し、市又は市が指定するものに対し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

２　市は、必要があると認める場合には、本協定の終了に先立ち、指定管理者に対して市又は市が指定するものによる管理施設の視察、施設・設備の確認又は渚園の管理に関する経理状況に関する資料の提出を申し出ることができるものとする。

３　指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

（原状回復義務）

第４４条　指定管理者は、本協定の終了の日までに、指定開始日を基準として管理物件を原状に回復し、市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡さなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、市が認めた場合には、指定管理者は管理物件の原状回復は行わずに、別途市が定める状態で市に対して管理物件を明け渡し及び引き渡すことができるものとする。

３　指定管理者が第１項に定める義務を履行せず、管理施設に工作物等が残置されているときは、市は指定管理者が当該工作物等の所有権を放棄したものとみなして、任意にこれを処分することができる。この場合において、市に当該工作物等の撤去費用が生じたときは、当該費用を指定管理者に請求することができる。

（協定終了時の備品等の扱い）

第４５条　本協定の終了に際し、備品等の扱いについては、次のとおりとする。

(1) 第Ｉ種備品及び備付物品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して引

き継がなければならない。

(2) 第Ⅱ種備品については、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して無償で譲渡しなければならない。

(3) 第Ⅲ種備品については、指定管理者が自己の責任と費用で撤去しなければならない。ただし、市と指定管理者の協議において両者が合意した場合、指定管理者は、市又は市が指定するものに対して、無償又は有償で譲渡することができるものとする。

第１０章　指定期間満了以前の指定の取消し

（市による指定の取消し等）

第４６条　市は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第１３条第２項の規定により、指定管理者が次の号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、または期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとする。

(1)　指定管理者が本業務等に際し、法令又は本協定に違反したとき。

(2)　指定管理者が市の地方自治法第２４４条の２第１０項の規定による指示に従わないとき。

(3)　本業務に際し不正行為があったとき。

(4)　指定管理者が市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

(5)　指定管理者が本協定内容を履行しないとき。

(6)　指定管理者の責めに帰すべき事由により指定管理者から本協定締結の解除の申出があったとき。

(7)　市が定めた行政手続法に基づく処分基準その他指定管理者に対する処分に関する基準に該当するとき

(8)　指定管理者（指定管理者が共同事業体であるときは、そのいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認めるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　本業務に係る下請契約その他の契約に当たり、その相手方が、アからオまでのいずれかに該当すること（相手方が個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ　指定管理者が、アからオまでのいずれかに該当する者（個人の場合は、役員等をその者と読み替える。）を本業務に係る下請契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、市が指定管理者に対して当該契約の解除を求め、指定管理者がこれに従わなかったとき。

(9)　その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、市が指定管理者による本業務を継続することが適当でないと認めるとき。

２　市は、前項に基づいて指定の取消し等を行おうとする際は、行政手続法に定めるところにより事前に意見陳述のための手続を執らなければならない。

３　第１項の規定により指定の取消し等を行った場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

また、指定管理者は、指定の取り消し等があった日後の利用に係る利用料金を事前に収受した場合は、第３２条第２項の規定に関わらず、市の指示するところにより、その利用料金に相当する金額を次の指定期間に係る指定管理者又は市に支払わなければならない。

４　指定管理者は、第１項の規定により指定を取り消された場合にあっては、取消しの日から３年間は本市の指定管理者候補に応募することができないものとする。

第４６条の２　前条第１項各号に掲げる場合のほか、市は、管理施設を休止するとき又は本業務の範囲若しくは管理の基準の大幅な変更により指定管理者による本業務の継続が適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定による指定の取り消しについて準用する。

（指定管理者による指定の取消しの申出）

第４７条　指定管理者は次のいずれかに該当する場合、市に対して指定の取消しを申し出ることができるものとする。また、第４号に規定する事由が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

(1)　市が本協定内容を履行せず、又はこれに違反したとき。

(2)　市が任意に指定の取消しを申出たとき。

(3)　市の責めに帰すべき事由により指定管理者が損害または損失を被ったとき。

(4)　指定管理者の責めに帰さない事由により、管理運営業務の継続が困難になったとき。

２　市は、前項の申出を受けた場合、指定管理者との協議を経てその処置を決定するものとする。

（不可抗力による指定の取消し）

第４８条　市又は指定管理者は、不可抗力の発生により、本業務の継続等が困難と判断した場合

は、相手方に対して指定の取消しの協議を求めることができるものとする。

２　協議の結果やむを得ないと判断された場合は、市は指定の取消しを行うものとする。

３　前項における取消しによって指定管理者に発生する損害・損失及び増加費用は、合理性が認められる範囲で市が負担することを原則として市と指定管理者の協議により決定するものとする。

（違約金）

第４９条　指定管理者は、第４６条の規定により、指定を取り消され、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、施設の１ケ月分の管理運営に要する費用を基準として、市長が定める額を違約金として市が指定する期日までに納めなければならない。

（取消し等による損害の賠償）

第５０条　指定管理者は、違約金によって、第４６条の規定による指定の取消し、又は本業務の全部若しくは一部の停止により市に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を賠償しなければならない。

２　地方自治法第２４４条の２第１１項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（指定期間満了以前の取扱い）

第５１条　第４３条から第４５条までの規定は、第４６条から第４８条までの規定により本協定が終了した場合に、これを準用する。ただし、市と指定管理者が合意した場合はその限りではない。

第１１章　その他

（暴力団排除に関する協力義務）

第５２条　指定管理者は､本業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

２　指定管理者は、本業務に係る下請契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、指定管理者を通じて市に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行なうよう求めなければならない。

（権利・義務の譲渡の禁止）

第５３条　指定管理者は、本協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、事前に市の承諾を受けた場合はこの限りでない。

（法人格の変更等）

第５４条　指定管理者（共同事業体の場合は、「指定管理者又は指定管理者を構成する団体」）は、合併、分割等により、法人格の変更又は団体を構成する要素の重要な変更（以下「法人格の変更等」という。）が見込まれる場合には、速やかに市に報告しなければならない。

２　市は、前項の報告があった場合は、法人格の変更等について確認するために必要な書類の提出を求めることができるものとする。

３　指定管理者は、前項の規定に基づき市から求めがあったときは、速やかに必要な書類を市に提出しなければならない。

（本業務の範囲外の業務）

第５５条　指定管理者は、渚園の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

２　指定管理者は、自主事業を実施する場合は、市に対して自主事業の計画書を提出し、事前に市の承諾を受けなくてはならない。その際、市と指定管理者は必要に応じて協議を行うものとする。

３　市及び指定管理者は、自主事業を実施するに当たって、別途の自主事業の実施条件等を定めることができるものとする。

４　指定管理者は、応募時に実施の提案をした自主事業について実施しなければならない。ただし、市が認める特別の理由がある場合はこの限りでない。

（本業務の実施に係る指定管理者の口座）

第５６条　指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理することを目的として、本業務に固有の口座を開設し、その適切な運用を図るものとする。ただし、市と指定管理者間の協議により、固有の口座を開設しなくとも支出及び収入を適切に管理できる場合はこの限りでない。

（請求、通知等の様式その他）

第５７条　本協定に関する市と指定管理者との間の請求、通知、申請、申出、報告、承認、承諾及び解除は、本協定に特別の定めがある場合を除き、書面又は電子データにより行わなければならない。

２　本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる言語は、日本語とする。

３　本協定の履行に関して市と指定管理者間で用いる計量単位は、本協定に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）の定めるところによる。

（協定の変更）

第５８条　本業務に関し、本業務の前提条件や内容が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、市及び指定管理者は、協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

（解　釈）

第５９条　市が本協定の規定に基づき書類の受領、通知若しくは立会いを行い、又は説明若しくは報告を求めたことをもって、市が指定管理者の責任において行うべき業務の全部又は一部について責任を負担するものと解釈してはならない。

（疑義についての協議）

第６０条　本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、市及び指定管理者は、協議の上、これを定めるものとする。

（年度協定の締結）

第６１条　本協定に基づき、市及び指定管理者は、協議の上、年度協定を締結することができる。

（裁判管轄）

第６２条　本協定から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、渚園の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

（共同事業体の場合における特記事項）

第６３条　本協定に関する事項は、指定管理者１が行うこととする。

２　前項に定める事項を除き、指定管理者１～指定管理者３は、本業務を連帯して行うものとする。

本協定は、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成２０年浜松市条例第６１号）第８条に基づき、協定を締結するものである。

本協定を証するため、本書を２通作成し、市と指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各１通を保有する。

○○年○○月○○日

市	所在地	浜松市中央区元城町１０３番地の２
	名称	浜松市
	代表者	浜松市長　○　○　○　○　印
指定管理者	住所又は所在地	○○
	名称	○○
	代表者	○○　印

※共同事業体の場合の記載方法

	住所又は所在地	浜松市〇区〇町〇番地	
指定管理者	名　　称	〇〇グループ共同事業体	
	代　表　者	〇〇	
	住所又は所在地	〇〇	
指定管理者１　代表者	名　　称	〇〇	
	代　表　者	〇〇	印
	住所又は所在地	〇〇	
指定管理者２　構成員	名　　称	〇〇	
	代　表　者	〇〇	印
	住所又は所在地	〇〇	
指定管理者３　構成員	名　　称	〇〇	
	代　表　者	〇〇	印

個人情報の取扱いに係る特記事項

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報を取り扱う際には、以下の事項を遵守しなければならない。

1　指定管理者は、本協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間が終了した後も同様とする。

2　指定管理者は本協定の履行に関して知り得た個人情報について、市が指定した目的の範囲内でしか利用してはならない。

3　指定期間終了後、市の指示により保管を要するものとされた個人情報は、市が指定した目的の範囲内で使用することができる。ただし、市がその利用を停止するように求めたときは、指定管理者は直ちに利用を停止しなければならない。

4　指定管理者は業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、次の各号に掲げる行為を行う場合については、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。

(1) 個人情報を複製する場合

(2) 個人情報を送信する場合

(3) 個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

5　指定管理者は組織的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 組織体制の整備

(2) 個人情報の取扱いに係る規律に従った運用

(3) 個人情報の取扱状況を確認する手段の整備

(4) 漏えい等の事案に対応する体制の整備

(5) 個人情報の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

6　指定管理者は人的安全管理措置として、従事者に必要な教育をしなければならない。

7　指定管理者は物理的安全措置として、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う区域を限定しなければならない。

(2) 個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行わなければならない。

(3) 個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、市の許可を得るとともに、パスワード等を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置をとる。

8　指定管理者は技術的安全管理措置として次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

(1) 当該個人情報にアクセスする権限を有する者の範囲と権限の内容を、業務を行う上で必要最小限の範囲に限定しなければならない。

(2) アクセス権限を有しない者は、個人情報にアクセスしてはならない。

(3) アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(4) アクセス状況を記録し、その記録を一定期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析しなければならない。また、アクセス記録が改ざんされないように必要な措置をとらなければならない。

(5) 外部からの不正アクセスを防止するため、必要な措置をとらなければならない。

(6) 個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・作業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の従業員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置をとる。

9　指定管理者は、個人情報の漏えい等の事案が発生した場合は、直ちに市に通報するとともに、その詳細について書面をもって報告しなければならない。あわせて、漏えいした個人情報の拡散を防止する等の必要な措置をとらなければならない。

10　指定管理者は、個人情報又は個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、業務責任者の指示に従い、一切の個人情報を溶解、焼却、切断等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。その際に市が立ち会いを求めた時は、業務に特別な支障を生じることがない限り拒むことはできない。

11　前項の規定により、廃棄を実施した場合は、その処分内容を書面により市に報告しなければならない。また、保有した個人情報をそのまま返却する場合においても同様に報告しなければならない。

12　指定管理者は、市の求めに応じ、個人情報の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、報告しなければならない。また、業務に特別の支障を生じる場合を除いて、市が実地検査を求めたときはこれに応じなければならない。

13　指定管理者は、業務の一部を第三者に委託（委託先が指定管理者の子会社である場合も含む。）する場合には、個人情報の取扱いについて第 1 項から第 10 項までの措置をとるように委託先を監督しなければならない。

別紙１　管理物件

管理施設　浜松市渚園施設（※詳細については、仕様書の施設概要のとおり）

管理物品

第Ⅰ種備品

備品番号	品名	規格	場所
00164532	ネット	硬式テニスネット 11116K	テニスコート
00164533	ネット	硬式テニスネット 11116K	テニスコート
00180185	ゴール	一般サッカーゴールオールアルミ（3-21-710）ストライカーS70	多目的運動場
00189006	ネット	硬式テニスネット 11116K	テニスコート

第Ⅱ種備品

なし

備付物品（第Ⅰ種備品・第Ⅱ種備品以外）

番号	品名	規格	場所	備考
1	レンタサイクル（自転車）	ギムレット 27 インチ 6S オート自転車	レストハウス軒下東	６台
2	レンタサイクル（自転車）	ギムレットジュニア 24 インチ 6S オート自転車	レストハウス軒下東	３台
3	レンタサイクル（自転車）	シティサイクル大人用	レストハウス軒下東	４台
4	レンタサイクル（自転車）	マウンテンバイク小人用	レストハウス軒下東	６台
5	ロッカー	コインロッカー	クラブハウス	４２台
6	シャワー	コインシャワー	クラブハウス	５台
7	電気コンセント	1,500Wまで　口数１	キャンプ場	１３ケ所

別紙２　リスク分担表

種　　類	内　　容	負担者	
		市	指定管理者
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少 ただし、電気料・ガス料・重油費・灯油費の一定以上の増減は別添「電気料等精算規定」に基づき精算することとする		○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少又は経費の増加		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力の発生に起因した損害・損失や増加費用	○	
	不可抗力の発生に起因した事業の中断	協議事項	
施設の損壊等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円以上のもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で１件６０万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等による事業の中断等	協議事項	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注　この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市と指定管理者協議の上、リスク分担を決定する。

別添

電気料等精算規定

本協定における施設の電気料等は以下のとおり精算するものとする。

なお、本精算規定と本協定の本精算規定以外の条項で記載内容に相違があるときは、本精算規定の記載内容が優先するものとする。

1　精算の実施

電気料等の精算は、市が第２項に規定する精算項目ごとに、日本銀行調査統計局が毎月公表する国内企業物価指数（速報値、2020 年平均＝100。以下「物価指数」という。）のうち第３項に規定する精算項目に対応する品目別物価指数を用いて、第４項に規定する物価指数の基準値を定めた上で、指定管理期間中の年度ごとに第５項に規定する物価指数の年度平均値を算出し、物価指数の年度平均値を物価指数の基準値で除して得た値（以下「増減値」という。）が１．２を超える場合又は０．８未満の場合に行うものとする。ただし、精算の対象とする年度（以下「精算対象年度」という。）の実績額（実績額の定義については第６項のとおり。）が１００千円未満である精算項目については、精算を行わないものとする。

2　精算項目

精算の対象とする項目（以下「精算項目」という。）は、次のとおりとする。

(1) 電気料
(2) 都市ガス料
(3) ＬＰガス料
(4) 重油費
(5) 灯油費

3　精算項目に対応する品目別物価指数

精算項目に対応する品目別物価指数は、次のとおりとする。

精算項目	対応する品目別物価指数
電気料	事業用電力
都市ガス料	都市ガス
ＬＰガス料	液化石油ガス
重油費	Ａ重油
灯油費	灯油費

4　物価指数の基準値

物価指数の基準値は、指定管理者を選定する年度の前年度における精算項目に対応する品目別物価指数の平均値（４月分から翌年３月分までの平均値）とし、その値は次のとおりとする。

精算項目	物価指数の基準値	備考（対応する品目別物価指数）
電気料	126.3	事業用電力
都市ガス料	151.1	都市ガス
ＬＰガス料	177.8	液化石油ガス
重油費	172.4	Ａ重油
灯油費	169.0	灯油費

5　物価指数の年度平均値

物価指数の年度平均値は、第３項に規定する精算項目に対応する品目別物価指数の精算対象年度の平均値（４月分から翌年３月分までの平均値）とし、市が当該年度終了後の直近の速報値（４月速報）で算出するものとする。

6　実績額の報告

(1) 指定管理者は、精算を実施する場合には、精算対象年度の精算項目に係る支出額の合計額（消費税及び地方消費税を含む。以下「実績額」という。）及び精算項目に係る使用量を、特別な事情が無い限り、当該年度の翌年度の４月２０日までに市に報告するものとする。

(2) 複数施設一括協定の場合は、精算項目ごとに合計する。

7　精算金額の計算方法

(1) 精算対象年度において、精算項目ごとに、増減値が１．２を超える場合には計算式１を、増減値が０．８未満の場合には計算式２を用いて精算項目別の精算金額を計算する。ただし、当該年度の実績額が１００千円未満である精算項目については、精算の対象外とするため計算は行わない。なお、計算して得た額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

計算式１：　実績額－実績額÷（物価指数の年度平均値÷物価指数の基準値）×120%

計算式２：　実績額－実績額÷（物価指数の年度平均値÷物価指数の基準値）×80%

(2)　前項の規定により計算した精算項目別の精算金額の合計額を、当該年度の精算金額をとする。

8　精算方法

前項第２号の規定による精算金額が正の値となる場合及び負の値となる場合の精算方法は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 正の値となる場合

ア　市は指定管理者に対し、精算金額に相当する金額の交付金を精算対象年度の翌年度に交付するものとする。

イ　市は、アの交付金に係る交付金交付要綱を別に定め、指定管理者は当該要綱に従うものとする。

(2) 負の値となる場合

ア　精算対象年度の指定管理料の最終支払い額から前項第２号の規定による精算金額を正の値にしたものに相当する金額を減額するものとする。

イ　アの規定にかかわらず、第６項の規定による実績額の報告が精算対象年度の翌年度の４月２０日までになされない場合又は市から指定管理料の支払いが無い施設の場合には、指定管理者は精算金額を正の値にしたものに相当する金額を、市が発行する納入通知書により指定する日までに支払うものとする。